

しんきん「介護支援定期預金」

令和5年10月2日現在

1. 商品名	・しんきん介護支援定期預金（自由金利型定期預金＜M型＞〔単利型〕）
2. 販売対象	・介護保険制度に基づき、市町村から認定された「要支援・要介護」認定者および介護する配偶者または介護に携わる同居の家族の方
3. 取扱期間	・令和5年10月2日～令和6年9月30日
4. 定期預金の期間	・1年（定型方式） ・自動継続・書替継続の取扱いはできません。
5. 預入 （1）預入方法 （2）預入金額 （3）預入単位	・一括預入 ・1万円以上、1世帯合算で300万円以内（1世帯1店舗に限ります） ただし、福祉特別定期預金の残高はこの預入金額に含まれます。 ・1円単位
6. 払戻方法	・満期日以後に一括して払戻します。
7. 利息 （1）適用金利 （2）利払方法 （3）計算方法	・預入時のスーパー定期の店頭表示利率に0.05%上乗せした利率を約定利率として満期日まで適用します。 ・固定金利 ・満期日以後に一括してお支払いします。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算
8. 税金	・利息には20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。 （令和19年12月31日までの間にお受け取りになるお利息には「復興特別所得税」が課税されますので、税率は20.315%となります。） ただし、マル優をご利用の場合は除きます
9. 手数料	・なし
10. 付加できる特約事項	・マル優の取扱いができます。
11. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、下記の預入期間に応じた中途解約利率にて預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともにお支払いします。 A. 6か月未満 解約日における普通預金の利率 B. 6か月以上1年未満 証書面記載の利率×20%
12. 金利情報の入手方法	・金利については、窓口までお問い合わせください。
13. 苦情処理措置・紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、ふくしんお客様相談室(9時～17時15分、電話:0120-294-864)にお申し出ください。 紛争解決措置 福井弁護士会(電話:0776-23-5255)または金沢弁護士会(電話:076-221-0242)、富山県弁護士会(電話:076-421-4811)、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記ふくしんお客様相談室または全国しんきん相談所(9～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。 また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。 詳しくは、東京三弁護士会、ふくしんお客様相談室もしくは全国

	しんきん相談所にお問い合わせください。
14. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後の利息は、解約日における普通預金利率により計算します。 ・対象者の認定は、介護保険被保険者証および認定者が記載されている健康保険証または運転免許証等により行います。 ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険対象預金を合算して元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます)